

建設工事等競争入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、建設工事（以下「工事」という。）の請負契約、測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務等の建設関連業務の委託契約及び工事材料の製造請負契約について、御殿場市が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に市を被担保者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第3条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債権
- (4) 市長が確実と認める社債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価格が額面と異なるときはその発行価格）の10分の8に相当する額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第4条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保証保険を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第5条 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知うえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、設計書及び図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(入札の辞退)

第6条 指名の通知（入札執行について（通知）をいう。以下同じ。）を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名の通知を受けた者は、入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。

る。

- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を市に直接持参、又は郵送（入札日の前日まで
に到達するものに限る。）して行う。
- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届を提出して行う。
- (3) 電子入札にあつては、電子入札締切り日時までに電子入札システムにより入札辞退
届を提出して行う。なお、やむを得ないと認められる場合には、発注者の承諾を得て
書面により提出することができる。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受け
るものではない。

（公正な入札の確保）

第 6 条の 2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触す
る行為を行ってはならない。

（入札）

第 7 条 入札書は、封印のうえ、表面に「番号、工事等の名称、入札書在中」と明記し、
裏面に入札者の住所・氏名を記載して公告又は指名の通知に示した日時及び場所におい
て提出しなければならない。ただし、電子入札による場合は、公告又は指名通知に示し
た日時までに電子入札システムにより入札するものとする。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときはその委任状を持参させなければならな
い。

（入札書の書換等の禁止）

第 8 条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止等）

第 9 条 開札前において天災、地変その他やむをえない事由が生じたときは、入札の執行
を延期し、若しくは取りやめることができる。

（開札）

第 10 条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち会わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わない時は、当該入札事務に関係ない市職員を立ち会わせる。

（入札の無効）

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした
入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 電子入札による場合、有効な電子証明書を取得していない者のした入札

- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (9) 談合その他不正の行為により入札を行ったものと認められる者の入札
- (10) 同一事項の入札について、2 以上の入札をした者の入札
- (11) 同一事項の入札について自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (12) 同一事項の入札について 2 以上の代理をした者の入札
- (13) 前各号に定めるもののほか市の他の規定又は指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第 12 条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札したほかの者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 第 1 項の規定にかかわらず、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格又は失格基準価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第 13 条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、電子入札による場合は市が指定した開札日時に再度の入札を行う。

- 2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 第 11 条第 1 項第 1 号から第 4 号及び第 8 号から第 12 号までの規定に基づき無効とされた入札
- (2) 前条第 2 項の規定による最低制限価格又は失格基準価格に達しない入札

(再度入札の入札保証金)

第 14 条 前条の規定により再度入札を行う場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が 2 以上ある場合の落札者の決定)

第 15 条 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。ただし、電子入札による場合は、電子入札システムによりくじ引きを行う。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第 16 条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の指名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。ただし、電子入札による場合は、電子入札システムにより通知する。

(契約の締結)

第 17 条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して 7 日以内に、別記契約書式により契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

3 前項の場合において入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約書作成の省略)

第 18 条 契約書の作成を省略する場合は、請書を徴する。この場合においては、前条を準用する。

(契約の確定)

第 19 条 契約書を作成する契約にあたっては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。ただし、予定価格が 1 億 5 千万円以上の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年御殿場市条例第 5 号）の定めるところにより、議会の議決があったときに当該契約が成立する。

(入札保証金の返還)

第 20 条 入札保証金（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては、当該契約を締結した際に返還する。

(契約保証金)

第 21 条 落札者は、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 落札者が保険会社との間に市を被担保者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。
- (3) 公告又は指名の通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保)

第 22 条 前条の規定による契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 第 3 条第 1 項各号に掲げるもの
- (2) 銀行その他市長が確実に認める金融機関の保証
- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

2 前項に掲げる担保の価値は、同項第1号に掲げるものにあつては第3条2項に定める額、同項第2号及び第3号に掲げるものにあつてはその保証する金額とする。

(履行保証保険証券等の提出)

第23条 落札者は、第21条第1項第1号若しくは第2号の規定により契約保証金の全部若しくは一部を納付しないこととする場合、又は前条第1項第2号若しくは第3号の規定により契約保証金に代わる担保の提供をしようとする場合においては、当該保険証券、保証証券又は保証書を提出しなければならない。

(異議の申立)

第24条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、設計書図面、契約書式及び現場についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第25条 この規定は、随意契約について準用する。

付 則

この規定は、昭和54年11月1日から施行する。

付 則

この規定は、平成9年6月1日から施行する。ただし、平成9年6月1日前に契約を締結したものは、なお従前の例による。

付 則

この規定は、平成25年6月1日から施行する。ただし、平成25年6月1日前に契約を締結したものは、なお従前の例による。

付 則

この規定は、令和4年6月1日から施行する。ただし、令和4年6月1日前に契約を締結したものは、なお従前の例による。

付 則

この規定は、令和5年6月1日から施行する。ただし、令和5年6月1日前に契約を締結したものは、なお従前の例による。